

指導者維持会員資格認定規程細則

(目的)

第1条 この細則は、指導者維持会員資格認定規程第3条第5項に規定する指導者維持会費（登録料）等について必要な事項を定める。

(指導者維持会費等)

第2条 協会の指導者維持会費（登録料）等は、別表に定める。

(規程の準用)

第3条 この細則に定めない事項については、協会の諸規程を準用する。

(改廃)

第4条 この細則の改廃は、協会の理事会の承認を得て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日から改正・施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から改正・施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日から改正・施行する。
- 5 この規程は、平成26年4月1日から改正・施行する。
- 6 この規程は、平成27年4月1日から改正・施行する。
- 7 この規程は、平成28年4月1日から改正・施行する。

別 表

領域	指導者維持会員の種類	審査料	認定料	指導者維持会費 (初回登録料)	有効期限
スポーツ クラブ 指導者	① スポーツインストラクター	2,000円	2,000円	12,000円	4年
	② 上級スポーツインストラクター	2,000円	2,000円	20,000円	4年
	③ 子ども身体運動発達指導士	2,000円	2,000円	12,000円	4年
	④ スポーツクラブマネジャー	2,000円	2,000円	12,000円	4年
	⑤ 上級スポーツクラブマネジャー	2,000円	2,000円	20,000円	4年
健康・ 体力 づくり 指導者	① 中高老年期運動指導士	2,000円	2,000円	12,000円	4年
	② 介護予防運動スペシャリスト	2,000円	2,000円	12,000円	4年
	③ 上級介護予防運動	2,000円	2,000円	20,000円	4年
	④ 健康・スポーツサプリメント アドバイザー	2,000円	2,000円	12,000円	4年
	⑤ 上級健康・スポーツサプリメン トアドバイザー	2,000円	2,000円	20,000円	4年
マ ス タ ー 指 導 者	① マスター指導者 マスター上級指導者	— —	— —	10,000円 15,000円	生涯
	② スーパーマスター指導者	2,000円	2,000円	25,000円	生涯
	③ 名誉マスター指導者	—	—	—	生涯